様式－1

　　年　　月　　日

直 結 式 給 水 事 前 協 議 申 請 書

宇治市長　あて

申請者　住　所

氏　名

電話番号

下記の建築物に直結給水したいので事前協議を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請対象の概要 | | |
| 項　目 | 内　容 | 根拠資料の添付 |
| 申請対象の所在地 | 宇治市 | □位置図　□周辺見取図  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 区　分 | □新設　　□既設受水槽式からの改造  □その他（　　　　　　　） | □建物一般図(各階平面図,立面図)  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 階層数  （最高階層） | □　　階建て　　　□その他（　　　　　　　） | □建物一般図(各階平面図,立面図)  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 最高水栓階数 | □　　階　　　　　□その他（　　　　　　　）  □未定 | □建物一般図(各階平面図,立面図)  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 給水方式 | □直結直圧式　　　□直結増圧式  □直結直圧・増圧併用式  （直圧式　　　階まで・増圧式　　　階）  □その他（　　　　　） | □給水装置配管図  □給水装置フロー図  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 建築物の用途・規模 | □集合住宅　□ファミリータイプ　　戸  　　　　　　□ワンルームタイプ　　戸  □事務所・店舗等　□介護・福祉施設等　□工場等  □ホテル・旅館等　部屋数　　　室  □その他（具体的に） | □説明資料  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 前面道路の配水管口径 | φ　　　ｍｍ | □既設管路図  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 使用水量の  見込み | 同時使用水量　　　　　　ℓ／min | □水理計算書  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 宅地と道路との  高低差 | 道路面から　　　　　m | □敷地横断図  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 道路面から最上階末端器具までの給水高さ | m | □矩計図（建物の高さがわかる図面）  □その他（　　　　　　　　　　） |

様式－2

　宇水工第　　　　号

　　年　　月　　日

直 結 式 給 水 事 前 協 議 回 答 書

　　　　　　　　　　　　　様

宇治市長

　　年　月　日付けで直結給水事前協議申請書のありました建築物につきまして、次のとおり回答します。

なお、協議内容に変更が生じた場合は、再度協議が必要です。

１　建築物概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請対象の所在地 | 宇治市 |
| 区　分 | □新設　　　　　　□既設受水槽式からの改造　　□その他（　　　　　　　） |
| 階層数（最高階層） | □　　階建て　　　□その他（　　　　　　　）　□未定 |
| 最高水栓階数 | □　　階　　　　　□その他（　　　　　　　）　□未定 |
| 給水方式 | □直結直圧式　　　□直結増圧式　　　　　　　　□直結直圧・増圧併用式  □その他（　　　　　）　　　　　　　　　　　　（直圧式　　　階まで・増圧式　　　　階） |
| 建築物の用途・規模 | □集合住宅　　　　□ファミリータイプ　　戸  □ワンルームタイプ　　戸  □事務所・店舗等　　　　　□介護・福祉施設等　　　　　　□工場等  □ホテル・旅館等　部屋数　　　室  □その他（具体的に） |
| 対象外建築物への該当 | □該当する　　　　□該当しない　　　　□その他（　　　　　　　） |
| 前面道路の配水管口径 | φ　　　ｍｍ |
| 使用水量の見込み | □同時使用水量　　　　　　ℓ／min |

２　回答内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回答区分欄 | □①検討の結果、当該建築物は直結式給水施行要領に適合していますので、以下に示す条件に従って設計をし、給水装置工事申請を行って下さい。 | |
|  | 当該建築物に対し、設計水圧を　□0.196MPa　□0.245MPa　□0.294MPa　□0.343Mpa　として設計を進め、給水工事申請を行って下さい。 |
| □②検討の結果、以下に示す理由により、当該建築物は直結式給水施行要領に適合しませんので、受水槽式給水に変更するなど、計画の見直しを行って下さい。 | |
|  | 直結式給水施行要領に適合しない理由 |

３　留意事項

（１）直結給水の採用に当っては、次の直結給水の短所を十分考慮の上決定してください。

①　配水管工事や事故等による計画的又は緊急的断水及びメータ交換の際は、直ちに断水となります。

②　配水管の水圧変動の影響を受けやすく、吐水量が安定しないことがあります。

③　配水管能力により、一時的に多量の水使用が制限されることがあります。

（２）給水装置工事の設計に当っては、「給水装置工事基準」及び「直結給水の範囲拡大に関する取扱要領」に基づいてください。

（３）給水工事申請を行うにあたっては、この回答書の写し及び直結給水誓約書（様式３）を添付して下さい。

年　　月　　日

様式－３

誓 約 書

宇治市長　あて

申 込 者　住　所

氏　名　　　　　　　 　　　　　　　㊞

「直結式給水施行要領」に基づき下記１の建築物について、直結直圧式給水を受けるにあたり、下記２の事項について誓約します。

記

1 .　直結直圧式により給水する建築物

住　　　　　　所

建築物の名称

階　　　　　層　　　　　　　　階

管 理 責 任 者

電 話 番 号　　　　（　　　　　）

2 . 　誓約事項

１）　直結直圧式給水については宇治市上下水道部から次のような短所があることの説明を受け、これを理解するとともに、上記１の建築物において断水、濁水、水圧低下等の発生により損害が生じても、宇治市上下水道部に対して一切の異議・求償を申し立てません。

|  |
| --- |
| ［直結直圧式給水の短所］  ○　 断水した場合※については、直ちに給水が停止すること。  ※事故、災害時のほか、検定期間の満了等により水道メータを取り換える際にも断水する。  ○　宇治市上下水道部が行う水道工事や洗管作業により濁水が発生する場合には、その影響を受けることになる。  ○　配水管の水圧変動により、蛇口からの水の出が安定しない場合があること。  ○　当該地域における配水管の水圧の変更等により、増圧装置が必要になる場合があること。 |

２）　断水、濁水、水圧低下等の発生により、上記１の建築物の入居者等から苦情等を申し立てられても、すべて私どもで対応いたします。また、入居者等に損害が発生した場合においても私どもの責任と負担において解決し、宇治市上下水道部に対して一切の負担を求めません。

３）　今後必要な水道工事等の際、宇治市上下水道部から、給水装置の整備、取り替え等の指示を受けた場合は、これに従います。

４）　上記１の建築物の給水装置は日頃から点検し、適切に管理します。また、給水装置の破損、劣化その他の異常を確認したときは、私どもの責任と負担において速やかに修繕又は交換します。

５）　増圧装置が必要となった場合に備え、増圧装置を設置し、点検することができる配管及び場所をあらかじめ確保します。

６）　維持管理を行う指定給水装置工事事業者は下記のとおりとします。また、変更のある場合は速やかに届け出ます。

　　　指定給水装置工事事業者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　社　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

７）　上記１の建築物について、用途の変更等「直結式給水施行要領」に規定する適用条件に関する変更があったときは、直ちに上下水道部へ届け出て、対応について協議します。

８）　上記１の建築物を第三者に譲渡し若しくは貸し付け、また、給水装置の使用者を第三者に変更する場合は、直ちに上下水道部に届け出るとともに、この誓約書に記載された事項の遵守を当該第三者から上下水道部に誓約させます。

|  |  |
| --- | --- |
| 水栓番号 |  |

年　　月　　日

様式－４

誓 約 書

宇治市長　あて

申 込 者　住　所

氏　名　　　　　　　 　　　　　　　㊞

「直結式給水施行要領」に基づき下記１の建築物について、直結増圧式給水を受けるにあたり、下記２の事項について誓約します。

記

1 .　直結増圧式により給水する建築物

住　　　　　　所

建築物の名称

階　　　　　層　　　　　　　　階

管 理 責 任 者

電 話 番 号　　　　（　　　　　）

2 . 　誓約事項

１）　　直結増圧式給水については宇治市上下水道部から次のような短所があることの説明を受け、これを理解するとともに、上記１の建築物において断水、濁水、水圧低下等の発生により損害が生じても、宇治市上下水道部に対して一切の異議・求償を申し立てません。

|  |
| --- |
| ［直結増圧式給水の短所］  ○　 断水した場合※については、直ちに給水が停止すること。  ※事故、災害時のほか、検定期間の満了等により水道メータを取り換える際にも断水する。  ○　宇治市上下水道部が行う水道工事や洗管作業により濁水が発生する場合には、その影響を受けることになる。  ○　配水管の水圧変動により、蛇口からの水の出が安定しない場合があること。  ○　停電や事故により、増圧装置が停止した場合、又は給水制限等により一時的な断水や出水不良が生じた場合は、非常用水栓を使用することになること。 |

２）　断水、濁水、水圧低下等の発生により、上記１の建築物の入居者等から苦情等を申し立てられても、すべて私どもで対応いたします。また、入居者等に損害が発生した場合においても私どもの責任と負担において解決し、宇治市上下水道部に対して一切の負担を求めません。

３）　今後必要な水道工事等、また、緊急漏水に伴う水道工事等の際、宇治市上下水道部から、給水装置（増圧装置及び減圧式逆流防止器等の給水用具を含みます。以下、同じとします。）の操作、整備、取り替え等の指示を受けた場合は、速やかに対応します。

４）　上記１の建築物の給水装置は日頃から点検し、適切に管理します。また、給水装置の破損、劣化その他の異常を確認したときは、私どもの責任と負担において速やかに修繕又は交換します。

５）　給水装置のうち、増圧装置及び減圧式逆流防止器、単式逆流防止弁については、その機能を適正に保つため、１年以内に１回の定期点検を行います。

６）　維持管理を行う指定給水装置工事事業者は下記のとおりとします。また、変更のある場合は速やかに届け出ます。

　　　指定給水装置工事事業者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　社　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

７）　上記１の建築物について、用途の変更等「直結式給水施行要領」に規定する適用条件に関する変更があったときは、直ちに上下水道部へ届け出て、対応について協議します。

８）　上記１の建築物を第三者に譲渡し若しくは貸し付け、また、給水装置の使用者を第三者に変更する場合は、直ちに上下水道部に届け出るとともに、この誓約書に記載された事項の遵守を当該第三者から上下水道部に誓約させます。

|  |  |
| --- | --- |
| 水栓番号 |  |

年　　月　　日

様式－５

誓 約 書

宇治市長　あて

申 込 者　住　所

氏　名　　　　　　　 　　　　　　　㊞

「直結式給水施行要領」に基づき下記１の建築物について、直結直圧・増圧併用式給水を受けるにあたり、下記２の事項について誓約します。

記

1 .　直結直圧・増圧併用式により給水する建築物

住　　　　　　所

建築物の名称

階　　　　　層　　　　　　　　階

管 理 責 任 者

電 話 番 号　　　　（　　　　　）

2 . 　誓約事項

１）　直結直圧・増圧併用式給水については宇治市上下水道部から次のような短所があることの説明を受け、これを理解するとともに、上記１の建築物において断水、濁水、水圧低下等の発生により損害が生じても、宇治市上下水道部に対して一切の異議・求償を申し立てません。

|  |
| --- |
| ［直結直圧・増圧併用式給水の短所］  ○　 断水した場合※については、直ちに給水が停止すること。  ※事故、災害時のほか、検定期間の満了等により水道メータを取り換える際にも断水する。  ○　宇治市上下水道部が行う水道工事や洗管作業により濁水が発生する場合には、その影響を受けることになる。  ○　配水管の水圧変動により、蛇口からの水の出が安定しない場合があること。  ○　停電や事故により、増圧装置が停止した場合、又は給水制限等により一時的な断水や出水不良が生じた場合は、非常用水栓を使用することになること。 |

２）　断水、濁水、水圧低下等の発生により、上記１の建築物の入居者等から苦情等を申し立てられても、すべて私どもで対応いたします。また、入居者等に損害が発生した場合においても私どもの責任と負担において解決し、宇治市上下水道部に対して一切の負担を求めません。

３）　今後必要な水道工事等、また、緊急漏水に伴う水道工事等の際、宇治市上下水道部から、給水装置（増圧装置及び減圧式逆流防止器等の給水用具を含みます。以下、同じとします。）の操作、整備、取り替え等の指示を受けた場合は、速やかに対応します。

４）　上記１の建築物の給水装置は日頃から点検し、適切に管理します。また、給水装置の破損、劣化その他の異常を確認したときは、私どもの責任と負担において速やかに修繕又は交換します。

５）　給水装置のうち、増圧装置及び減圧式逆流防止器、単式逆流防止弁については、その機能を適正に保つため、１年以内に１回の定期点検を行います。

６）　維持管理を行う指定給水装置工事事業者は下記のとおりとします。また、変更のある場合は速やかに届け出ます。

　　　指定給水装置工事事業者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　社　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

７）　上記１の建築物について、用途の変更等「直結式給水施行要領」に規定する適用条件に関する変更があったときは、直ちに上下水道部へ届け出て、対応について協議します。

８）　上記１の建築物を第三者に譲渡し若しくは貸し付け、また、給水装置の使用者を第三者に変更する場合は、直ちに上下水道部に届け出るとともに、この誓約書に記載された事項の遵守を当該第三者から上下水道部に誓約させます。

|  |  |
| --- | --- |
| 水栓番号 |  |